

平成21年版 自主点検表（指定介護予防通所介護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	確 認 結 果
第1 基本方針	<p>介護予防通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。 	<p>法第115条の3第1項 平18厚労令35第96条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 ※ 定款、寄付行為等 ※ 運営規程 ・パンフレット等 	
第2 人員に関する基準				
1 従業者の員数等	<p>指定介護予防通所介護事業者が、指定介護予防通所介護事業所ごとに置くべき介護予防通所介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p>	<p>法第115条の4第1項</p>		
(1) 生活相談員	<p>指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>指定介護予防通所介護の単位：同時に、一体的に提供される指定介護予防通所介護をいう。</p> <p>提供時間帯：指定介護予防通所介護の単位ごとにその提供を行う時間</p> <p>専ら提供に当たる：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に準ずる者となっているか。 <p>社会福祉主事：年齢20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、下記のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程 	<p>平18厚労令35第97条第1項</p> <p>平18厚労令35第97条第1項第1号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・通所介護記録 ・職員履歴書 	

	<p>を修了した者。</p> <p>③社会福祉士、精神保健福祉士</p> <p>・「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設に勤務したことがあるなど、入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助を行う能力を有すると認められる者をいう。</p> <p>《宮崎県の取扱における具体例》</p> <p>1 医師 2 歯科医師 3 薬剤師</p> <p>4 保健師 5 助産師 6 看護師 7 准看護師</p> <p>8 理学療法士 9 作業療法士</p> <p>10 介護福祉士</p> <p>11 介護支援専門員</p>		
(2) 看護職員	<p>指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>看護職員： 看護師又は准看護師</p>	平18厚労令35 第97条第1項 第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に関する名簿 ・ 職員勤務表 ・ 職員履歴書
(3) 介護職員	<p>指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者の数が15人までは1以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>・ 利用者の数15人まで： 1 以上</p> <p>利用者の数16人以上：</p> <p>1 + (利用者数 - 15) ÷ 5 (端数切上げ)</p> <p>16～20人： 2 人以上</p> <p>21～25人： 3 人以上</p> <p>26～30人： 4 人以上</p> <p>利用者の数： 単位ごとの指定介護予防通所介護についての利用者の数。実人数</p> <p>利用定員： 単位ごとの指定介護予防通所介護についての利用定員。あらかじめ定めた利用者の数の上限</p>	平18厚労令35 第97条第1項 第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員勤務表 ・ 職員履歴書 ・ 利用者数がわかる書類
(4) 機能訓練指導員	<p>指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる機能訓練指導員が1以上</p>	平18厚労令35 第97条第1項	

	確保されるために必要と認められる数となっているか。	第4号	
	<p>なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。</p> <p>(ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。)</p>	平18厚労令35 第97条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員勤務表 ・ 職員履歴書 ※ 免許証等写
(5) その他	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。	平18厚労令35 第97条第5項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者に関する名簿
2 利用定員が10人以下である場合の従業者の員数等	<p>上記第2の1の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>・ 利用定員が10人以下である場合か。</p>	平18厚労令35 第97条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に関する名簿 ・ 職員勤務表
3 指定通所介護事業所の指定を併せて受けている場合	指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防通所介護に係る人員の基準を満たしているものとみなすことができる。	平18厚労令35 第97条第6項	
4 管理者	指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者が配置	平18厚労令35 第98条	

	<p>されているか。</p> <p>ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「専ら」の管理者を置いているか。 <p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員勤務表 ・ 通所介護記録簿 	
<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>{ 設備については全て現場確認 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の部屋を有しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 食堂 ② 機能訓練室 ③ 静養室 ④ 相談室 ⑤ 事務室 	<p>法第115条の4第2項</p> <p>平18厚労令35第99条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ・ 設備、備品台帳 ・ 届出・変更届出 	
<p>1 設備の基準</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>(2) 相談室</p>	<p>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としているか。</p> <p>ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所で差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ必要な面積を有しているか。 <p>(食堂と機能訓練室の合計面積)</p> <p>3 m² × 利用定員以上</p> <p>遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう</p>	<p>平18厚労令35第99条第2項</p> <p>平18厚労令35</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ※ 運営規程 ・ 平面図 	

<p>(3) 設備の専用</p>	<p>配慮されているか。</p> <p>上記に掲げる設備は、専ら指定介護予防通所介護の事業の用に供するものになっているか。</p> <p>ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない</p> <p>なお、指定介護予防通所介護事業所が、指定通所介護事業所の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備設備基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p>	<p>第99条第2項第 二号 第3項</p> <p>平18厚労令35 第99条第4項</p>	
<p>第4 運営に関する 基準</p>		<p>法第115条の4 第2項</p>	
<p>1 内容及び手続の 説明及び同意</p>	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 	<p>平18厚労令35 第107条 準用（第8条）</p> <p>準用（平11老企 25第3の1の3の (1)）</p>	<p>※ 運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>指定介護予防通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防通所介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく提供を拒んでいないか (正当な理由とは) ① 事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切なサービスを提供することが困難である。 	<p>平18厚労令35 第107条 準用（第9条）</p> <p>準用（平11老 企25第3の1の3 の(2)）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
<p>3 サービス提供困</p>	<p>指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所</p>	<p>平18厚労令35</p>	

<p>難時の対応</p>	<p>介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援事業者への連絡を行っているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 	<p>第107条 準用（第10条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供依頼書
<p>4 受給資格等の確認</p>	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者資格 ② 要支援認定の有無 ③ 要支援認定の有効期間 <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、指定介護予防通所介護を提供するよう努めているか。</p>	<p>平18厚労令35 第107条準用 (第11条第1項)</p> <p>平18厚労令35 第107条準用 (第11条第2項) (法115条の3 第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ サービス提供票 ・利用者に関する記録
<p>5 要支援認定の申請に係る援助</p>	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 <p>必要な援助とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要支援認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ代行申請を行うか、申請を促す。 	<p>平18厚労令35 第107条準用 (第12条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録

	<p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新の申請は有効期間が終了する60日前から遅くとも30日前の間にはなされるよう必要な援助を行っているか 	<p>平18厚労令35第107条準用（第12条第2項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録
<p>6 心身の状況等の把握</p>	<p>指定介護予防通所事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人 ・家族との面談等どのように行っているか。 	<p>平18厚労令35第107条準用（第13条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 （※ 介護予防支援経過） （※ サービス担当者会議の要点） （※ サービス担当者に対する照会（依頼））
<p>7 介護予防支援事業者等との連携</p>	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護を提供するに当たって、介護予防支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。 <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護の提供の終了に当たって、利用者又はその家族に適切に指導を行い、主治医及び介護予防支援事業者、 	<p>平18厚労令35第107条準用（第14条第1項）</p> <p>平18厚労令35第107条準用（第14条第2項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に関する記録 ・指導に関する記録

<p>8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助</p>	<p>その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。</p> <p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。</p> <p>「施行規則第83条の9 介護予防サービス費の支給要件」とは、</p> <p>① 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービスを受けるとき。</p> <p>ア 当該居宅要支援被保険者が指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。</p> <p>イ 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。</p> <p>ウ 当該居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが予防基準により作成された指定介護予防サービスの利用に係る計画の対象となっているとき。</p> <p>エ 当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービスを含む指定介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであって、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。</p> <p>② 介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を受けるとき。</p> <p>・介護予防支援事業者に関する情報提供を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第107条 準用（第15条）</p>	
--------------------------------	--	--	--

<p>12 利用料の受領</p>	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1割相当額の支払いを受けているか。 <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p> <p>{ 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した場合 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10割相当額の支払いを受けているか。 ・ 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。 <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、(1)、(2)の支払を受けられる額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額 以外の額の支払いを受けていないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 食事の提供に要する費用 ③ おむつ代 ④ ①～③に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 <p>② の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚労省告示第419号）の定めるところにより取り扱われているか。</p> <p>なお、④の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。</p> <p>（その他の日常生活費）</p>	<p>平18厚労令35 第100条第1項</p> <p>平18厚労令35 第100条第2項</p> <p>平18厚労令35 第100条第3項</p> <p>平18厚労令35 第100条第4項</p> <p>準用(平11老企 25第3の6の3 (1))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収証控 ・ 運営規程（利用料その他の費用の確認） ※ サービス提供票、別表 ・ 領収証控 ※ 領収証控 ・ 車両運行日誌 ※ 運営規程（実施地域の確認） ※ 重要事項説明書
------------------	--	---	--

<p>13 保険給付請求のための証明書の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 <p>(4) 指定介護予防通所介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の日常生活に要する費用の取扱いは適切に行われているか。 ・内容及び費用について、予め利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか <p>(5) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、厚生省令（施行規則第85条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から支払いを受けた際、領収証を交付しているか。 <p>(6) 指定介護予防通所介護事業者は、法第53条第7項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防通所介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防通所介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収証には費用区分を明確にしているか ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② その他の費用（個別の費用ごとの区分） <p>指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>平18厚労令35 第100条第5項</p> <p>法第53条第7項 準用（法第41第 8項）</p> <p>施行規則第85 条準用 （施行規則第65 条）</p> <p>平18厚労令35 第107条準用 （第21条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・領収証控 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 <p>※ 領収証控</p> <p>※ 領収証控</p>	
----------------------------	--	---	---	--

14 利用者に関する 市町村への通知	<p>・適切に内容を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p> <p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定介護予防通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平18厚労令35 第107条準用 (第23条)	<p>※ サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可）</p> <p>・市町村に送付した通知に係る記録</p>
15 緊急時等の対応	<p>介護予防通所介護従業者は、現に指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。</p>	平18厚労令35 第107条準用 (第24条)	<p>※ 運営規程</p> <p>※ 連絡体制に関する書類</p>
16 管理者の責務	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、指定介護予防通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他 の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者に、平成18年3月14日厚生労働省令第35号「第7章 第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平18厚労令35 第107条準用 (第52条第1項)	<p>・組織規程等</p> <p>・業務日誌等</p>
17 運営規程	<p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③営業日及び営業時間</p>	平18厚労令35 第101条	

	<p>④指定介護予防通所介護の利用定員</p> <p>⑤指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑥通常の事業の実施地域</p> <p>⑦サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩その他運営に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に上記①～⑩が記載されているか。 ・①～⑩の内容は適正か。 				<p>※ 運営規程</p>
18 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護予防通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。 ・必要事項が記載されているか。 <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。（調理、洗濯等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務以外は、当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。 ・業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。（調理、洗濯、清掃、その他） <p>(4) 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。 	<p>平18厚労令35第102条第1項</p> <p>準用（平11老企25六の3の(5)の①</p> <p>平18厚労令35第102条第2項</p> <p>平18厚労令35第102条第3項</p>	<p>※ 就業規則</p> <p>※ 運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書 <p>※ 勤務表</p> <p>※ 勤務表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約書 <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講修了証明書 ・研修計画・出張命令 ・研修会資料 		

19 定員の遵守	<p>指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行っていないか。</p> <p>ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員は守られているか。 	平18厚労令35 第103条	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者名簿 <p>※ 運営規程</p>
20 非常災害対策	<p>指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に介護予防通所介護従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護予防通所介護事業所にあつてはその者に行わせているか。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護予防通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に関する消防計画があるか。 ・消防法等に基づいて、定期的に消防訓練、避難訓練を行っているか。 ・消防計画の樹立及び消防業務の実施は防火管理者が行っているか。 	平18厚労令35 第104条 平11老企25第3 の六の3の(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画 <p>（消防計画に準ずる計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練記録
21 衛生管理等	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生管理をしているか。 <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるととも</p>	平18厚労令35 第105条第1項 平18厚労令35 第105条第2項 準用（平11老	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽の清掃記録 ・衛生マニュアル等

	<p>に、密接な連携を保っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒及び感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じているか。 ・保健所との密接な連携はどのようにしているか。 ・保健所の助言、指導に従っているか。 <p>(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p>	<p>企25第3の六の3の(7)の①)</p> <p>準用(平11老企25第3の六の3の(7)の③)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒防止等の研修記録簿 ・指導等に関する記録 ・現場を確認 	
22 掲示	<p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 (記載事項、文字の大きさ、掲示方法等、掲示物の確認) ・掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。 	<p>平18厚労令35第107条準用(第30条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示場所を確認 	
23 秘密保持等	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のプライバシーに係る記録等を適切に管理しているか。 <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持のため必要な措置を講じているか(例えば就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか)。 <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を用いる場合、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)がなされ、文書により同意を得ているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 	<p>平18厚労令35第107条準用(第31条第1項)</p> <p>平18厚労令35第107条 準用(第31条第2項)</p> <p>平18厚労令35第107条 準用(第31条第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業時の取り決め等の記録 ・利用者の同意書 ・実際に使用された文書等(会議資料等) 	

24 広告	<p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告の内容が施設の概要や運営規程と異なる点はないか。 	平18厚労令35 第107条 準用 (第32条)	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告 	
25 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	平18厚労令35 第107条 準用 (第33条)		
26 苦情処理	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情を相談する窓口があるか。 ・ 苦情処理体制、手続きが定められているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に関し、法第23条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p>	<p>平18厚労令35 第107条 準用 (第36条第1項) 準用(平11老企 25第3の1の(2 3)の①)</p> <p>平18厚労令35 第107条 準用 (第36条第2項)</p> <p>準用(平11老 企25第3の1の3 の(23)の②)</p> <p>平18厚労令35 第107条 準用 (第36条第3項)</p>	<p>※ 運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示物 <p>※ 苦情に関する記録</p>	

	<p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・ 市町村が行う調査に協力しているか。 <p>(5) 指定介護予防通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の業務)第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・ 国保連が行う調査に協力しているか。 <p>(7) 指定介護予防通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>平18厚労令35 第107条 準用 (第34条第4項)</p> <p>平18厚労令35 第107条 準用 (第36条第5項)</p> <p>平18厚労令35 第107条 準用 (第36条第6項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導等に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導等に関する記録 	
27 事故発生時の対応	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、家族、介護予防支援事業者等に連絡を行う等必要な措置を講じているか。 <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第107条 準用 (第37条第1項)</p> <p>平18厚労令35 第107条 準用 (第37条第2項)</p> <p>平18厚労令35 第107条 準用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡マニュアル ・ 事故に関する記録 	

28 会計の区分	<p>・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防通所介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとの経理区分となっているか ・通所介護事業単独の会計となっているか。 <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p>	<p>(第37条第3項)</p> <p>準用(平11老企25第3の1の3の(24)の③)</p> <p>平18厚労令35第107条</p> <p>準用(第38条)</p> <p>平12老振18</p>	<p>・事故に関する記録</p> <p>・会計関係書類</p>
29 記録の整備	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護予防通所介護計画 ② 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準第23条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ④ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑤ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <p>・サービス提供に係る諸記録を整備しているか。</p> <p>・少なくとも上記① ② の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p>	<p>平18厚労令35第106条第1項</p> <p>平18厚労令35第106条第2項</p>	<p>・従業者に関する名簿</p> <p>※ 設備・備品台帳</p> <p>・会計関係書類</p> <p>・各種保存書類</p> <p>※ 介護予防通所介護計画書</p> <p>※ サービス提供証明書</p> <p>・市町村への通知に係る記録</p>

<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>				
<p>1 指定介護予防通所介護の基本取扱方針</p>	<p>(1) 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</p>	<p>平18厚労令35第108条第1項</p>	<p>※ 介護予防通所介護計画</p>	
	<p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平18厚労令35第108条第2項 (法115条の3第1項)</p>		
	<p>・提供された介護予防サービスについては、介護予防通所介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図っているか。</p>	<p>平11老企25第4の3の6(1)</p>	<p>※ 介護予防通所介護計画書 ・評価を実施した記録</p>	
	<p>「評価をどのように行っているか実例を確認」</p>			
	<p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。</p>	<p>平18厚労令35第108条第3項</p>		
	<p>・介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなくこれらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行っているか。</p>	<p>平11老企25第4の3の6(1)</p>	<p>※ サービス提供記録</p>	
	<p>(4) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。</p>	<p>平18厚労令35第108条第4項</p>		
	<p>・利用者ができないことを単に補う形で平11老企25のサービス提供は、かえって利用者の第4の3の6(1)生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の</p>	<p>平11老企25第4の3の6(1)</p>	<p>※ サービス提供記録</p>	

	<p>自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか</p> <p>(5) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。</p> <p>・介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めているか。</p>	<p>平18厚労令35 第108条第5項</p>	<p>※ サービス提供記録 ・利用者に関する記録</p>
<p>2 指定介護予防通所介護の具体的な取扱方針</p>	<p>指定介護予防通所介護の方針は、次に掲げるところにより行われているか。</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。</p> <p>・介護予防通所介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>なお、介護予防通所介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成しているか。</p> <p>(3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画</p>	<p>平18厚労令35 第109条第1号</p> <p>平11老企25第4 の3の6(2)</p> <p>平18厚労令35 第109条第2号</p> <p>平18厚労令35</p>	<p>・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議記録</p> <p>※ 介護予防通所介護計画</p> <p>・介護予防サービ</p>

が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	第109条第3号	ス計画 ・介護予防通所介護計画
(4) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 ・サービス内容等への利用者の意向の反映の機会が保障されているか。 ・介護予防通所介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	平18厚労令35 第109条第4号 平11老企25 第4の3の6(2)	・介護予防通所介護計画
(5) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しているか。 ・介護予防通所介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しているか。	平18厚労令35 第109条第5号 平11老企25第4 の3の6(2)	
(6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	平18厚労令35 第109条第6号	
(7) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 ・提供方法について、理解しやすいように説明を行っているか。又どのような工夫をしているか。	平18厚労令35 第109条第7号	・使用しているパンフレット等
(8) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ・介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行っているか。	平18厚労令35 第109条第8号 平11老企25 第4の3の6(2)	・研修参加状況等 が分かる書類
(9) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少な	平18厚労令35 第109条第9号	

	<p>くとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援所業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために、毎月行っているか。 <p>(10) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。</p> <p>(11) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの結果、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等と相談の上、必要に応じて当該介護予防通所介護計画の変更を行っているか。 <p>(12) 介護予防通所介護計画の変更を行う際にも(1)から(10)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平11老企25 第4の3の6(2)</p> <p>平18厚労令35 第109条第10号</p> <p>平18厚労令35 第109条第11号</p> <p>平11老企25 第4の3の6(2)</p> <p>平18厚労令35 第109条第12号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況等報告の記録 ・モニタリングの記録 	
<p>3 指定介護予防通所介護の提供に当たったの留意点</p>	<p>指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行っているか。</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が</p>	<p>平18厚労令35 第110条</p> <p>平18厚労令35 第110条第1号</p> <p>平18厚労令35 第110条第2号</p>		

	<p>確認されている等の適切なものとしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次の4に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮しているか。</p>	平18厚労令35 第110条第3号	
4 安全管理体制等の確保	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めているか。</p> <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めているか。</p> <p>(4) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	平18厚労令35 第111条第1項 平18厚労令35 第111条第2項 平18厚労令35 第111条第3項 平18厚労令35 第111条第4項	・ 緊急時マニュアル等
第6 変更の届出等	<p>指定介護予防通所介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令(平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第140条の19)で定める事項に変更があったとき、又は当該指定介護予防通所介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令(同上)で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。</p> <p>①事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地</p> <p>②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及</p>	法第115条の5	<p>※届出書類の控</p> <p>※定款</p> <p>※寄附行為及びその登記簿の謄本又は条例等</p> <p>※事業所の平面図</p> <p>※運営規程</p> <p>・ 従業者名簿</p>

	<p>び住所</p> <p>③申請者の定款、寄附行為及びその登記簿の謄本又は 条例等</p> <p>④事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>⑤事業所の管理者の氏名及び住所</p> <p>⑥運営規程</p> <p>⑦当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請 求に関する事項・利用者の定員に伴うものには、指 定介護予防通所介護に係る事業者の勤務体制及び勤 務形態を記載した書類を添付しているか。</p> <p>・下記廃止等の事項に係る変更の届出は適切に行われて いるか。</p> <p>①廃止、休止又は再開した年月日</p> <p>②廃止又は休止した場合にあっては、その理由</p> <p>③廃止又は休止した場合にあっては、現に指定介護予 防サービスを受けていた者に対する措置</p> <p>④休止した場合にあっては、休止の予定期間</p>			
<p>第7 介護予防サー ビス介護給付費の 算定及び取扱い</p>		<p>法第53条第2項</p>		
<p>1 基本的事項</p>	<p>(1) 指定介護予防通所介護事業に要する費用の額は、平 成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サー ビス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、指定介護予防通所介護事業者が指定介護予防 通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定す る旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限 りではない。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業に要する費用の額は、平 成12年厚生省告示第22号の「厚生大臣が定める1単位の単 価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端</p>	<p>平18厚労告127 第1号</p> <p>平12老企39</p> <p>平18厚労令127 第2号</p> <p>平18厚労告127</p>	<p>※介護予防通所介 護計画書</p> <p>※介護給付管理表</p> <p>※介護給付費請求 書控</p> <p>※介護給付費明細 書</p> <p>※サービス提供 票・別表</p> <p>※サービス提供証 明書</p> <p>「介護予防通所介 護サービスコスト票」 参照</p>	

	<p>数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>(4) 利用者が一の指定介護予防通所介護事業所において指定介護予防通所介護を受けている間は、当該指定介護予防通所介護事業所以外の指定介護予防通所介護事業所が指定介護予防通所介護を行った場合に、介護予防通所介護費は、算定していないか。</p>	第3号	
2 支給区分	<p>利用者に対して指定介護予防通所介護を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>介護予防通所介護費（1月につき）</p> <p>要支援1 2,226単位</p> <p>要支援2 4,353単位</p>	平18厚労告127別表の6イ注1	・ 同上
3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	<p>指定介護予防通所介護事業所の従業者が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、指定介護予防通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等 (平成21年厚労省告示第83号第二号) ・ 利用者が通常の事業の実施地域以外の地域に居住している場合に、交通費を受け取っていないか。 	平18厚労告127別表の6イ注2	
4 若年性認知症利用者受入加算	<p>若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所介護を行った場合は、1日につき240単位を所定単位数に加算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れた若年性認知症の利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っているか。 ・ 若年性認知症利用者 初老期における認知症であるもの。 (脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度までに記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態 	平18厚労告127別表の6イ注3	平18老計発・老振発・老老発0317001第二の7(5)
		平12厚告25第九号	法第8条第16項

	であるもの。)		
5 サービス種類相互の算定関係	<p>(1) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所介護費を算定していないか。</p> <p>(2) 利用者が一の指定介護予防通所介護事業所において、指定介護予防通所介護を受けている間に、当該指定介護予防通所介護事業所以外の指定介護予防通所介護事業所が指定介護予防通所介護を行った場合に、介護予防通所介護費を算定していないか。</p>	平18厚労告127 別表の6イ注4	
6 アクティビティ実施加算	<p>利用者に対して、当該利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて作成された計画に基づき、アクティビティ（集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練）を行った場合に加算しているか。</p> <p>アクティビティ実施加算 53単位/月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同月中に運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合に算定していないか。 	平18厚労告127 別表の6ロ注	・実施記録
7 運動器機能向上加算	<p>利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持・向上に資すると認められるもの（運動器機能向上サービス）を行った場合に加算しているか。</p> <p>運動器機能向上加算 225単位/月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」）を1名以上配置しているか。 ・利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を利用開始時に把握しているか。 ・理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するための概ね3月程度で達成可能な目標（長期目標）及び長期目標を達成するための概ね1月程度で達成可能な目標（短期目標）を設定しているか。 	平18厚労告127 別表の6ハ注	・運動器機能向上計画

・長期目標、短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合が図られているか。

・利用者に係る長期目標・短期目標を踏まえ、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成しているか。

なお、運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護計画に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画に代替することができる。

・実施期間は概ね3月程度となっているか。また作成した運動器機能向上計画については、利用者にわかりやすい形で説明し、同意を得ているか。

・利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録しているか。

なお、第4「11サービスの提供の記録」規定されている記録において、利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等が利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要はない。

・利用者の短期目標に応じて、概ね1月間毎に、利用者の当該短期目標の達成度及び運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて運動器機能向上計画の修正を行っているか。

・利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価すること。

・実施期間終了後に、利用者毎に長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援業者に報告しているか。

8 栄養改善加算

低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持・向上に資すると認められるもの（栄養改善サービス）を行った場合に加算しているか。

平18厚労告127
別表の6ニ注

・栄養ケア計画

栄養改善加算 150単位／月

- ・管理栄養士を1名以上配置しているか
- ・加算を算定できる利用者
 - イ BMIが18.5未満である者
 - ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者等
 - ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
 - ニ 食事摂取量が不良(75%以下)である者
 - ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者
- ・栄養改善サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされているか。
 - イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握しているか。
 - ロ 利用開始時に管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「関連職種」という。)が暫定的に、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という。)を行い、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成しているか。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ているか。

なお、栄養ケア計画に相当する内容を介護予防通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画に代替することができる。
 - ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供しているか。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正しているか。
 - ニ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3ヶ月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行いその結果を担当介護支援専門員や利用者の主治の医師に対して情報提供しているか。
 - ホ 第4の「11サービスの提供の記録」に規定する記録において、利用者ごと栄養ケア計画に従い管理栄

平18老計発・
老振発・老老
発0317001第二
の7(2)

	<p>養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね3月ごとの評価の結果、次のイからホのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できるとサービス担当者会議等を通じて認められるものについては引き続き算定することが可能である。 イ BMIが18.5未満である者 ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者等 ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ニ 食事摂取量が不良(75%以下)である者 ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 <p>※平成12年老企36号参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員超過による減算又は人員基準欠如による減算に該当する場合に加算を算定していないか。 	<p>平12厚告25第十号</p>	
<p>9 口腔機能向上加算</p>	<p>口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持・向上に資すると認められるもの(口腔機能向上サービス)を行った場合に加算しているか。</p> <p>口腔機能向上加算 150単位/月</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 加算を算定している利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者であるか イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の三項目のいずれかの項目において、「1」以外に該当する者 ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の三項目のうち、二項目以上が「1」に該当する者 ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を 	<p>平18厚労告127別表の6ホ注</p> <p>平18老計発・老振発・老老発0317001第二の7(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 口腔機能改善管理指導計画

要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師へ情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとしているか。

また、次のいずれかに該当する場合に加算を算定していないか。

イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合

ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合

・口腔機能向上加算を算定できる利用者は、口腔清潔に問題のある者、摂食・嚥下機能に問題のある者など、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者であるか。なお、利用者の口腔の状態によっては、口腔機能向上サービスによるよりも、医療における対応がより適切である場合も想定されることから、その疑いがある場合は、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとし、その場合については、加算は算定できないこととする。

・口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされているか。

イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。

ロ 利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「関連職種」という。）が利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成しているか。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ているか。

なお、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を介護予防通所介護計画に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画に代替することができる。

	<p>ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供しているか。その際、口腔機能改善計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正しているか。</p> <p>ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3ヶ月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果を担当介護支援専門員や利用者の主治の医師に対して情報提供しているか</p> <p>ホ 第4「11サービスの提供の記録」に規定されている記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士等が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね3ヶ月ごとの評価の結果、次のイロのいずれかに該当する者であって、継続的に歯科衛生士等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できるとサービス担当者会議等を通じて認められるものについては、引き続き算定することが可能である。 イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 ロ 当該サービスを利用しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 <p>・定員超過による減算又は人員基準欠如による減算に該当する場合に加算を算定していないか。</p>	<p>平12厚告25第十一号</p>	
<p>10事業所評価加算</p>	<p>別に厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り所定単位数を加算しているか。</p> <p>事業所評価加算 100単位/月</p> <p>※厚生労働大臣の定める基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 定員利用・人員基準に適合しているものとして県知事に届け出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを行っていること。 ② 評価対象期間における当該指定介護予防通所介護事業所の利用実人員が10名以上であること。 ③ (要支援度の維持者数+改善者数×2) / (評価 	<p>平18厚労告127別表の6へ注</p>	

<p>11サービス提供体制強化加算</p>	<p>対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数) ≥ 0.7</p> <p>※厚生労働大臣が定める期間</p> <p>加算算定の年度の前年1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして県知事に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）</p> <p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県に届け出た指定介護予防通所介護事業所が利用者に対し指定介護予防通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定は、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又はサービス提供体制強化加算（Ⅱ）のいずれかのみとすること。 ・定員超過による減算又は人員基準欠如による減算のいずれにも該当していないこと。 <p>サービス提供体制強化加算（Ⅰ）</p> <p>要支援1 48単位／月</p> <p>要支援2 96単位／月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士が40%以上配置されていること。 <p>サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>要支援1 24単位／月</p> <p>要支援2 48単位／月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上である者が30%以上配置されていること。 <p>【留意事項】</p> <p>① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、平成21年度においてはすべての事業所について、平成22年度以降においては前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）についてのみ、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。</p> <p>従って、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となる。</p> <p>なお、介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とするこ</p>	<p>平18厚労告127 別表の6ト注</p> <p>平12厚告25 第五十四号</p> <p>平18老計発・ 老振発・老老 発0317001第二 の7(5)</p>
-----------------------	---	---

と。

- ② ①のただし書きの場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、ただちに、加算等が算定されなくなる場合の届出を提出すること。
- ③ 同一事業所において通所介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。
- ④ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上の者をいう。
- ⑤ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。
- ⑥ 利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員とする。